

消費者庁における消費者教育の取組について

消費者庁消費者教育推進課

消費者教育の現状

○ライフステージに応じた場を活用して消費者教育を実施してきたところ、学校、地域社会における取組は一定程度進捗。今後の課題は、職域における従業員に対する教育の実施。

○消費者教育ポータルサイトによる教材、講師、注意喚起チラシ等の効果的な教育の実施を促進。

学校

学習指導要領に基づく実践的な教育の推進

- ✓ 新学習指導要領において消費者教育の内容を充実
小学校(2020年度～)、中学校(2021年度～)、高等学校(2022年度～) 及び特別支援学校
- ✓ 高等学校等における「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施
- **外部講師の活用等**一層の消費者教育の改善・充実

地域社会

消費生活センターを地域住民に消費者教育を提供する場として拠点化

- ・ 計画策定、協議会設置が進み、消費生活センター等を拠点に、地域の消費者教育は**一定程度進捗**
- ✓ 消費者教育推進計画：47都道府県・18政令市（2022年4月時点）
- ✓ 消費者教育推進地域協議会：47都道府県・19政令市（2022年4月時点）
- ✓ 消費者教育コーディネーターの配置：40都道府県、16政令市（2022年4月時点）
- ✓ 地方公共団体による講座の実施(2022年度)
対学生：5,807、対社会人：2,403、対高齢者：4,096
エシカル消費：4,151、高齢者等の見守り：5,056、消費者被害防止：12,651
- **コーディネーターや担い手の育成、関係者の連携・相互の学び**を促進

職域

事業者の形態、事業分野等に応じた従業員に対する教育を実施

- ・ 取組は**緒に就いたところ**
※従業員向け消費者教育の推進に関する取組（研修教材の開発等）を実施（2022年度～）
- **継続的学び**に向け、職域の取組を強化

- 消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）第9条に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成。消費者教育推進会議及び消費者委員会からの意見聴取等を経て、閣議で決定。（平成25年6月に決定し、平成30年3月に変更）
- 基本方針＝消費者教育の担い手（国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身）にとっての指針。

I 消費者教育の推進の意義

消費者を取り巻く現状と課題

- ・消費者の多様化（高齢化、成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化等）
- ・デジタル化の進展（商品取引・サービス利用形態、情報取得・発信の変化等）
- ・持続可能な社会実現に向けた気運の高まり（食品ロス削減、カーボンニュートラル、プラスチック資源循環、サステナブルファッション等）
- ・自然災害等の緊急時対応（コロナ禍における不確かな情報の拡散等）

- 消費者の自立支援＝合理的意思決定ができ、被害に遭わない
＋ より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成（消費者市民社会の形成に参画） → **SDGsの達成にも不可欠**
- ・消費者のぜい弱性への対応、個人のWell-being向上の観点

II 消費者教育の推進の基本的な方向

今期の基本方針における基本的視点

- ・「教えられる」だけでなく、消費者による**自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進**
- ・消費者の多様化等を踏まえた**きめ細やかな対応**
- ・**デジタル化への対応**
- ・**消費者市民社会の一員としての行動を促進**

○体系的推進のための取組の方向

- ・幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・継続的な実施
⇒広く社会で、消費者の**継続的な学びと考える力の獲得を支援**することが重要
行動経済学や心理学の知見も踏まえ、先ずは消費者が自身を知ることを促す観点も重要
- ・消費者の**多様な特性**（年齢、性別、障がいの有無、国籍など）に応じた**アプローチ**
⇒**不安をあおって契約させる商法（霊感商法）等、被害に遭いやすい手口・手法等**について注意喚起、若年者等が相談しやすい**メールやSNS等による消費生活相談の支援**、多様な高齢者の実態や**デジタル化を踏まえた一層の工夫**、など
- ・**デジタル化に対応した消費者教育の推進**
⇒トラブルを回避する**知識、批判的思考力、適切な情報収集・発信能力**の重要性の高まり
ポータルサイトでの情報提供・連携促進、最新のトラブル事例や教材の提供による担い手支援
- ・消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供
⇒社会的課題を**自分事として捉え、消費行動により課題解決**ができるよう積極的に情報提供
デジタルを活用した**消費者自らの情報収集、相互へ伝え合う活動の促進**
緊急時には、**不確かな情報に基づく行動への注意喚起、適切な意見の伝え方等**、合理的判断をするために必要な情報を提供

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等
- ・**消費者と事業者**

地域における多様な主体間のネットワーク化（結節点としての消費者教育推進地域協議会、コーディネーター）

○他の消費生活に関連する教育との連携推進

（金融経済教育・法教育・情報教育・環境教育・食育・主権者教育等）

III 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育

人材（担い手）の育成・活用

学校	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) ・ 成年年齢引下げ を踏まえつつ、学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底 ・ 外部講師の活用 の促進 ・ デジタル教科書等に対応した教材提供 ・ 教科横断的な実践等 好事例の周知	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) ・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実 ・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進
地域社会	(大学・専門学校等) ・消費者教育の 次世代の担い手育成 の視点 ・ 学生主体による啓発活動等 の取組事例の収集・提供 ・ マルチ等消費者被害に遭いやすい類型・手法の知識 の提供	(大学等) ・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築 ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進
家庭	・消費生活センターが啓発活動やコーディネート機能を担うよう体制整備 ・社会教育施設等の活用 ・見守りネットワーク、消費生活協力員・協力団体等の仕組みを活用した推進 ・ 誰一人取り残されないデジタル化への対応	・消費者団体・NPO等による消費者教育 ・地域で活動する団体の情報提供等の支援 ・国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の担い手育成拠点化のための、情報提供、消費生活相談員の資質向上に向けた支援
職域	・事業者のニーズも踏まえつつ、事業者による従業員への消費者教育の意義、メリットを整理 ・ 事業者向け消費者教育プログラムの開発 ・ 積極的に取り組む事業者の奨励	(消費者) ・優良事例の提供、消費者月間等を活用した周知啓発により 消費者の自主的な相互の学びの取組を支援

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現

消費者教育コーディネーターの配置・育成

国による連携・協働の働きかけ

- ・多様な関係者や場をつなぐ重要な役割
- ・**コーディネーター会議の開催による課題や目標等の抽出、地域ごとに直面する課題の共有**

- ・**若年者と地域の消費者団体、社会的課題の解決に取り組む事業者・事業者団体等による協働や、ネットワーク構築の促進**

IV 関連する他の消費者施策との連携

- ・食品と放射能に関する理解増進
- ・事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明 など

V 今後の消費者教育の計画的な推進

KPIの検討・設定

- ・実態調査や関係省庁のデータ等をいかしつつ、**適切な指標を検討**
- ・地方公共団体の**推進計画での設定も促す**
- ・都道府県、市町村の**地域の特性に応じた推進計画策定等の推進・支援**
- ・社会経済情勢の変化等に対応するため**必要に応じ基本方針の変更を検討**

消費者教育推進会議の概要 (平成25年3月～)

消費者教育推進会議

【設置根拠】

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）
（※以下「法」という。）

【参考】法第19条第1項（消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。）

【会議の役割（任務）】

- ① 消費者教育の総合的・体系的かつ効果的な推進
- ② 内閣総理大臣及び文部科学大臣が作成（変更）する「基本方針」案への意見具申

【委員の任命】

消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人の職員のうちから、内閣総理大臣が任命
（法第19条第3項）

【人数・任期】

20人以内 ・ 2年

【参考】消費者教育推進会議令（平成24年政令第291号）

第1条 消費者教育推進会議は、委員20人以内で組織する。

第3条 委員の任期は、2年とする。（略）

第6期委員

<計20名>

朝比奈 玲子	静岡県教育委員会高校教育課教育主査
江 花 史郎	弁護士（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員）
遠 藤 友美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部エシカル&環境研究会代表
大 槻 督昭	京都府消費生活安全センター長
大 藪 千穂	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学副学長・教育学部教授
柿 野 成美	法政大学大学院政策創造研究科准教授
角 山 信司	公益財団法人消費者教育支援センター理事・首席主任研究員
城 戸 淳男	公益社団法人日本社会福祉士会理事
坂 本 有芳	岡山市消費生活センター所長
佐 藤 雄一郎	国立大学法人鳴門教育大学大学院学校教育研究科教授
末 吉 里花	公益社団法人消費者関連専門家会議理事／企画委員会委員長
高 橋 みゆき	一般社団法人エシカル協会代表理事
高比良 直子	群馬県立伊勢崎高等学校校長
武 井 敏一	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者教育研究所研究員
楯 美和子	金融広報中央委員会会長
中 野 吉朗	一般社団法人日本経済団体連合会消費者政策委員会企画部会長
並 木 茂男	公益社団法人日本PTA全国協議会副会長
長谷川 元洋	三鷹の森学園三鷹市立第三中学校校長
原 田 由里	金城学院大学国際情報学部教授・博士（教育学）
宮 木 由貴子	一般社団法人E Cネットワーク理事
	株式会社第一生命経済研究所取締役・主席研究員
	一般社団法人日本ヒーブ協議会特別会

<第1期>

平成25年3月～平成27年2月

- 基本方針の作成への意見
- 消費者教育推進の課題検討

<第2期>

平成27年7月～平成29年6月

- 基本方針の見直しに向けた論点整理
- 社会情勢等の変化に対応した課題

<第3期>

平成29年8月～平成31年7月

- 基本方針の見直しに関する意見（平成30年3月に基本方針を変更）
- 社会情勢等の変化に対応した課題

<第4期>

令和元年10月～令和3年9月

- 社会情勢等の変化に対応した課題
 - ・全世代における体系的な消費者教育に向けた連携促進
 - ・デジタル化対応した消費者教育推進
 - ・緊急時の消費者行動について

<第5期>

令和3年10月～令和5年9月

- 基本方針の見直しに関する意見（令和5年3月に基本方針を変更）
- 社会情勢等の変化に対応した課題
 - ・「消費者力」育成・強化ワーキングチーム

<第6期>

令和5年10月～令和7年9月

- デジタル化に対応した消費者教育の推進
- 地域における体系的な消費者教育推進のための更なる体制整備
- 「消費者市民社会」の構築に向けた消費者教育
- 「消費者力」の育成・強化にむけた方策

第5期消費者教育推進会議取りまとめ

第5期消費者教育推進会議(令和3年10月～令和5年9月)における審議等の概要

1. 消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更

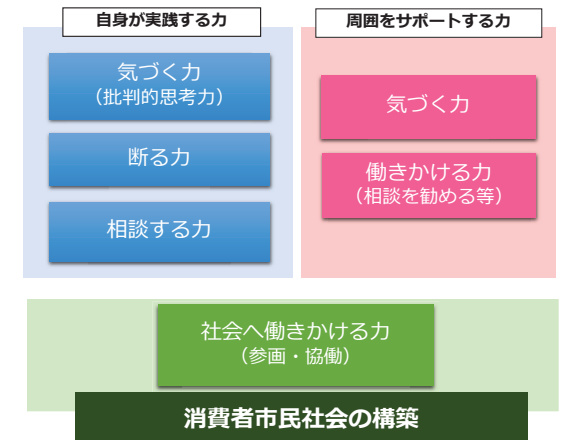
- 消費者の多様化や社会情勢の変化等を踏まえ、計4回の推進会議において議論
- 新たな基本方針では、**基本的視点**を定めるとともに、**消費者教育コーディネーターの機能強化**を図ること、今後**KPI**の検討・設定を進めること等を規定

- ①消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進
- ②多様な消費者の特性を踏まえたきめ細やかな対応
- ③デジタル化への対応
- ④消費者市民社会の一員としての行動の促進

- 新たな方針を踏まえ、関係省庁間において連携を強化するとともに、地方公共団体や関係団体等と緊密に連携して取組を進める必要

2. 「消費者力」育成・強化ワーキングチーム

- 「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」等の指摘を踏まえワーキングチームを立ち上げ
- 被害未然防止のため、今求められる「消費者力」と、効果的な教材のあり方や普及の方策等について整理



3. その他

- 成年年齢引下げに対応した消費者教育の取組を報告
- より適切な消費者教育に関するKPIの設定に向けて議論するとともに、消費生活意識調査の結果を報告

次期(第6期)消費者教育推進会議における課題等

- 新たな基本方針の基本的視点を踏まえ、以下の事項についての議論を期待

1. デジタル化に対応した消費者教育の推進

技術革新に伴う消費者のぜい弱性等を踏まえつつ、教材開発・活用、担い手の育成、情報提供等の推進

2. 地域における体系的な消費者教育推進のための更なる体制整備

コーディネーターの育成促進、多様な消費者への細やかな対応、地域社会や企業との連携等による更なる体制整備

3. 「消費者市民社会」の構築に向けた消費者教育

消費者市民社会の理解促進や、エシカル消費の普及啓発等の効果的な手法や担い手への支援方策等

4. 「消費者力」の育成・強化に向けた方策

「消費者力」の育成・強化のための新たな教材をより実践的な教材とし、効果的な普及・活用促進を図る方策等

成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針 －消費者教育の実践・定着プラン－

(令和4年3月31日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

成年年齢引下げ後の若年者に対する消費者教育は、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組む。

※2022年度以降3年間の計画

消費者庁

法務省

文部科学省

金融庁

4省庁が連携して成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けた取組を推進

I 実践的な取組の推進・環境整備

1. 学校等における消費者教育の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

- 学習指導要領の趣旨の周知・徹底
- 実践的な消費者教育等の推進
- 教員の養成・研修の推進 等

(2) 大学等における消費者教育の推進

- 消費生活センター等と連携、実務経験者の活用の促進
- 学生に対する消費者被害防止に向けた指導
- 金融経済教育講座の実施 等

(3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進

- 新人研修等を活用した消費者教育の促進 等

2. 若年者に対する広報・啓発 (注意喚起・情報発信等)

- 若年者の消費生活相談の状況等を踏まえた注意喚起
- 若年者が社会の一員として相互に情報共有する活動の推進
- 成人式、入学時ガイダンス等を活用した情報発信
- シンポジウム等を活用した啓発
- SNS等を活用した情報発信 等

3. 若年者を支える社会的な 環境の整備

- 消費者ホットライン188の周知
広報
- 若年者が相談しやすい体制整備
及び周知
- 親世代を含めた若年者周辺の人
への啓発・情報発信 等

II コンテンツの充実・活用の促進

- 動画、教材等のSNS、ウェブサイト・ポータルサイト等を通じ活用促進 等

III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

- 各施策の進捗状況を毎年度フォローアップ
- 進捗状況や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ見直し 等

「社会への扉」等を活用した消費者教育出前講座（講師派遣）

消費者庁が作成した若年者向け消費者教育教材「社会への扉」等を活用し、消費者トラブルの実態に精通した消費生活相談員等を学校に派遣し、実践的な消費者教育講座を実施。

令和5年度消費者庁事業「外部講師を活用した実践的な消費者教育講座」

～18歳から「大人」です。契約も親権者の同意なくできます。～

消費者教育出前講座の講師を派遣します！

消費者トラブルの実態に精通した消費生活相談員等が、実践的な消費者教育講座を実施します。

■派遣対象

中学校（公立・私立）、私立中等教育学校、私立高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）、高等専門学校、大学、短期大学、専門学校
（上記対象校の生徒・学生・教職員・保護者・PTA）

■開催費用：無料

■講座時間：15分～1時間程度（応相談）

■開催方法：

①対面講座

講師が学校へ訪問し、対面方式で講座を実施します。

②オンライン講座（同時双方向型）

オンラインシステムを使用し、講師が遠隔で講座を実施します。

③オンデマンド講座（非同期型）

専用サイトまたは学校の遠隔学習システムを使い、パソコン、タブレット、スマートフォンから受講します。一定期間、いつでも、どこでも受講可能です。

■お申込方法：

「お申込シート」に必要事項をご記入のうえ、メールまたはFAXでお申込みください。
※「お申込シート」は（公社）全国消費生活相談員協会ホームページより入手ください。

メールアドレス wakamonodemaie@zenso.or.jp

- ・学校の状況や設備に応じて開催方法や講座の内容は柔軟に対応いたします。適宜ご相談ください。
- ・講座は、通常、消費者庁作成の教材に準拠したパワーポイントを使います。
- ・学校現場の実情に応じたトラブル事例等講座の内容についてご希望があれば、ご連絡ください。

《本件お問合せ先》（公社）全国消費生活相談員協会（全相協）

消費者庁消費者教育出前講座担当 TEL:03-5614-0543

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

本事業については、全相協HPでもご案内しています。



- 対象校：公立・私立中学校、私立中等教育学校、私立高等学校、高等専門学校、公立・私立大学（短期大学含む）
公立・私立特別支援学校（中等部、高等部）
公立・私立専門学校

- 対象者：上記学校の生徒・学生・教職員・保護者

- 講座形式：対面、オンライン講座、オンデマンド講座

～令和5年度消費者庁外部講師を活用した実践的な消費者教育講座～

リアル講座

オンライン講座

オンデマンド講座

公立・私立 特別支援学校（高等部）へ

無料

消費者教育出前講座の講師を派遣します

★18歳で大人になります★

未成年者取消権が行使できなくなった大人になったばかりの若者が、消費者トラブルに遭うことが心配されています。



こんなトラブルが起っています！

ネットを利用した消費者トラブル増加



事前の知識があれば、トラブルを回避できます
講師が契約についてわかりやすく、コンパクトにご説明します

～令和5年度消費者庁外部講師を活用した実践的な消費者教育講座～
中学校へ消費者教育出前講座をお届けします

全国無料

中学生も消費者です！

対面講座

オンライン講座

オンデマンド講座

- ◆教科の中で実施（ITも可能です）
家庭科、社会科、総合的な学習の時間
- ◆その他の時間で実施
LHR、学年集会、卒業前の出前講座等
- ◇先生方、保護者の方（保護者会・PTA）対象の講座も実施します。

未成年者取消権

クーリング・オフ

契約の基本

悪質商法 ネットトラブル に注意

18歳で大人、まだ先のこと？

オンラインゲームやキャッシュレス決済など、消費生活が急速に変化する今、発達段階に応じた学習が求められています。



裏面も御覧ください！

消費者庁外部講師を活用した実践的な消費者教育講座受託団体：（公社）全国消費生活相談員協会

特別支援学校向け消費者教育教材の普及

【モデルプロジェクトの概要】

特別支援学校（高等部）の主に知的障害のある生徒を対象とした消費者教育用教材について、教材を活用した授業等の事例を活用事例集にまとめ、全国へ普及。

【これまでの主な取組・成果】

- 主に知的障害のある生徒を対象とした教材「ショウとセイコと学ぼう！大切な契約とお金の話」の開発（令和3年6月公表）

問題意識・課題

- 成年年齢の引下げが予定されている中、**特別支援学校の生徒は特にだまされたり被害に遭いやすい**と考えられる
- 現状、高校生向け教材として「**社会への扉**」があるが、**特別支援学校の生徒にはやや難解**である

⇒ **生徒の障害の種類や程度に配慮して、教員が授業等で活用しやすい教材が必要**

実施する取組

- 県内外の特別支援学校で教材を用いた授業や出前講座を実施
- 学校の教員等からのヒアリングやアンケートを踏まえた教材の見直しを検討

成果イメージ・効果

- 教材の活用事例集を作成し、教員等への普及を図る

【開発した教材の特徴】

- 特徴①** ・学習指導要領と関連付けた「基礎編」と「実践編」の2部構成
- 特徴②** ・教員がカスタマイズ可能なスライド教材
- 特徴③** ・断り方や相談の仕方を高校生のキャラクターと一緒に学ぶスタイル
- 特徴④** ・スライドの見やすさ・わかりやすさの工夫（1スライドにつき1メッセージ等）



【図 開発したスライド教材の一部】

中学生向け消費者教育プログラム

本プログラムは、中学生が巻き込まれた買物トラブルや、インターネット上の事実とは異なる情報に関するトラブル事例をヒントに、トラブルの原因や対策について自分事として考え、話し合うことができるように構成。
(2021年3月公表)

契約の仕組みやその重要性を理解するために

プログラム①契約編「買物のトラブルはなぜ起こる」

情報をうのみにしない、批判的思考力を身に着けるために

プログラム②批判的思考力編「事実とは異なる情報に惑わされないために」

「指導者用解説書」には、学習指導要領に基づいた指導案、事例の詳しい説明の他、授業実践例を掲載。

「支援ツール」は、実際に中学生が巻き込まれたトラブル事例に基づく**各種事例集**、**生徒用解説**を、授業にそのまま利用できるパワーポイントで提供。**学習プリント**（Word版）と共に、部分使用及び適宜改変も可能。

学習プリント（各1枚）

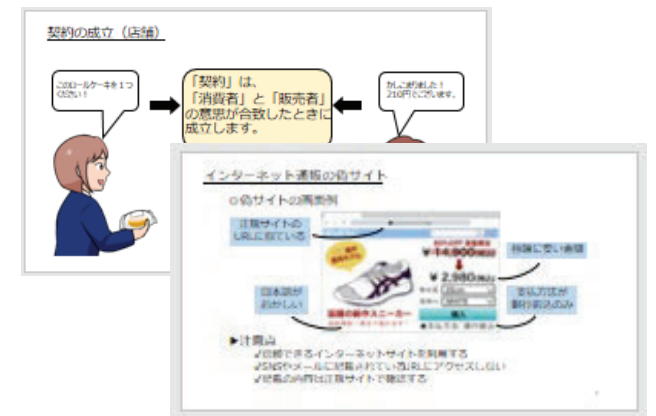
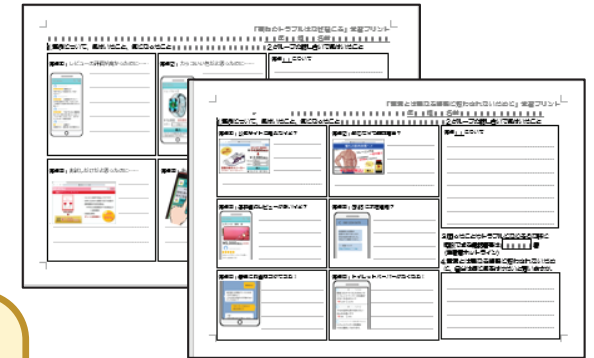
「指導者用解説書」①契約編（27P）②批判的思考力編（28P）



「買物のイメージ」（6事例）
「買物のトラブル事例」（6事例）



「事実とは異なる情報の事例」（9事例）



「生徒用解説」
①契約編（14P）②批判的思考力編（6P）

「18歳から大人」特設ページでの情報提供

関連教材

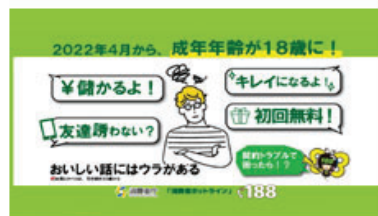
- 「社会への扉」
生徒用教材（冊子、パワーポイント版、確認シート）、教師用解説書（冊子、ワークシート、授業展開例）
- 特別支援学校(高等部)向け消費者教育用教材「ショウとセイコと学ぼう! 大切な契約とお金の話」
スライド、ワークシート、活用の手引き等
- 消費者保護のための啓発用教材「デジタル消費生活へのスタートライン」
「デジタル社会の消費生活」
アプリ、学習動画、テキスト、ワークシート等

啓発動画・動画講座

- 「18歳から大人」ってどういうこと？
ー菊間弁護士に聞いてみようー
- ゆりあんレトリバアのラップ動画
- 成年年齢引下げに関する啓発動画
- 「身近な契約のチェックポイント」
「未来のためにできるちょっとイイことエシカル消費」
- 「社会への扉」動画講座
(生徒用、教師用)

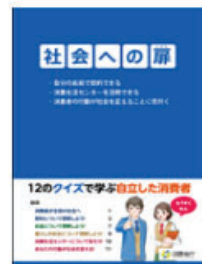
▶ 消費者庁「18歳から大人」Twitter情報

成年年齢引下げに関連する各種情報を発信中。消費者庁「18歳から大人」Twitter(#18歳から大人)はこちらから。



▶ 関連教材

消費者教育教材「社会への扉」、「中学生向けプログラム」等、各種教材情報はこちらから。
他省庁の消費者教育教材も、随時ご紹介します。



▶ 啓発チラシ、ポスター

「18歳から大人」啓発チラシ、ポスターはこちらから。



▶ 啓発動画、「社会への扉」動画講座

ゆりあんレトリバアのラップ動画などおすすめ動画はこちらから。



▶ 報道資料、TOPICS

他省庁、独立行政法人国民生活センターからの報道資料、消費者トラブル情報はこちらから。

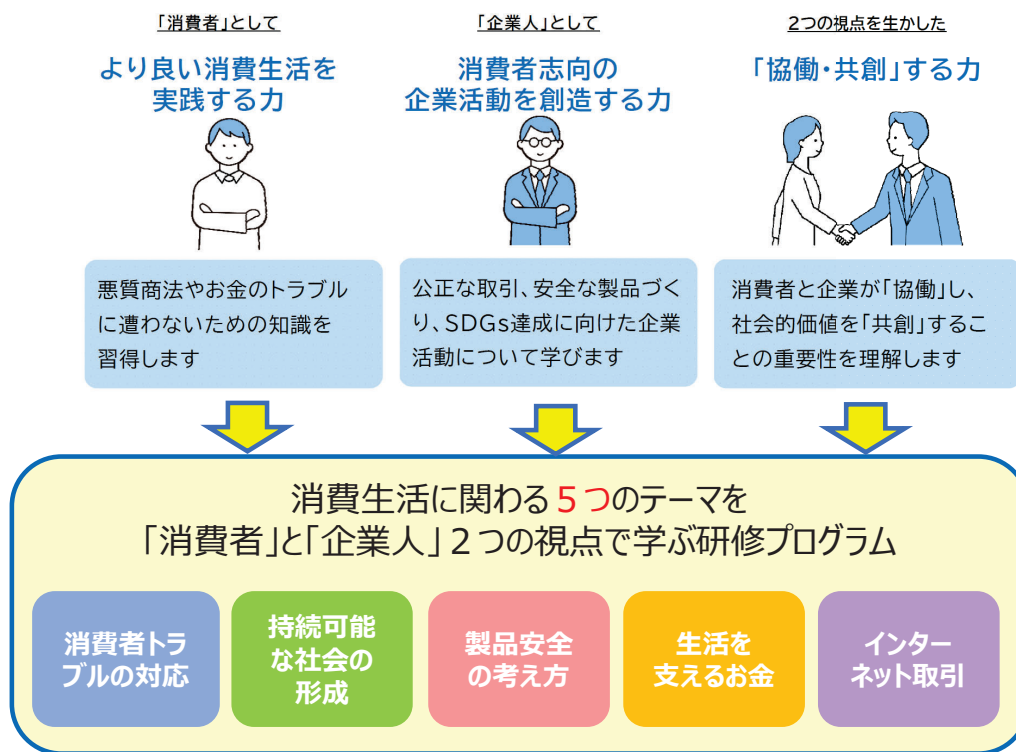
▶ イベント、その他情報

消費者庁主催、後援等を行う成年年齢引下げ関連イベント、講座情報、その他情報はこちらから。

事業者向け消費者教育研修プログラムについて

- 令和4年度に、事業者において特に新人向け従業員を対象とする研修に、消費者教育の内容を導入することを旨とし、研修プログラム（研修ツール）を開発。
- 令和5年度には、開発した研修プログラムを活用し、事業者向け出前講座（講師派遣）を実施するとともに、壮年・退職期向け研修プログラムを開発。

従業員（新人）向け「消費生活に関する研修プログラム」 「消費者と企業人の視点で考えよう 消費生活のキホン」



研修用ツール

- ①研修用スライド
(Power Point形式)



- ②受講者用
講義動画



- ③受講者用ワークシート
(word形式)



- ④受講者用アンケート
(word形式)



講師向けツール

- ⑤講師用指導
マニュアル



- ⑥研修ガイド
動画



【本教材の掲載箇所】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/business_education/program_01/

研修プログラムの詳細はこちら ⇒
またはインターネットで検索

消費者庁 若手従業員向け



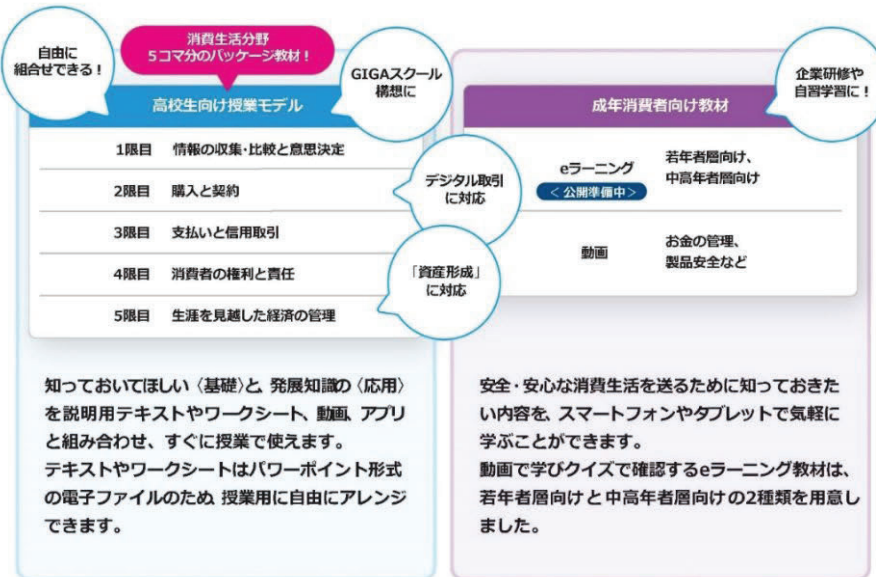
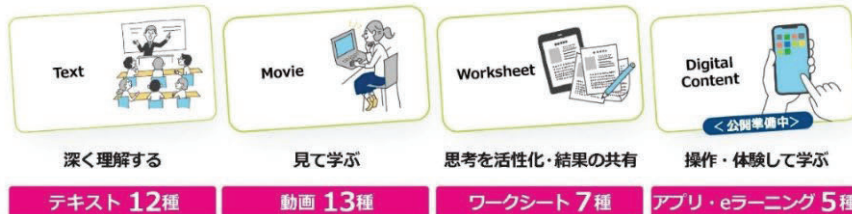
デジタルをデジタルで学ぶ「デジタル社会の消費生活」

デジタルをデジタルで学ぶ 「デジタル社会の消費生活」

高校生、社会人のみなさまが、消費生活の様々な場面で起こることを「自分ゴト化」して捉え、デジタル社会において安全・安心に消費生活を送るために必要な知識を習得でき、幅広い世代の方が学べる教材です。



【教師用】指導手引書



【学習動画】



【デジタルコンテンツ】



高齢者向け消費者教育教材の開発

高齢者の方を対象とした、デジタル関連の消費者トラブルを回避するための知識等を学べる消費者教育教材（動画、スライド教材）を開発し、出前講座等での活用事例を収録した活用事例集を作成。

特徴①

わかりやすくシンプルな構成

わかりやすさを重視し、イラストを用いてシンプルな構成としています。振り返りクイズで知識の定着を図ることができます。

特徴②

最新のトラブル事例を提供

ネットショッピングやSNSでの儲け話など、最新の消費者トラブル事例を提供しています。

特徴③

デジタルメディアを活用

PDF・PowerPoint版と動画版を用意し、使用場面に合わせて活用することができます。

ダウンロードページ



カテゴリ	教材テーマ	時間
スマホの利用	スマホデビュー時に気を付けたいこと	7:37
ネットの利用	ショートメッセージによる架空請求に気を付けよう	5:46
	SNSで、うまい話にだまされないために	7:14
	ネットショッピングを安全に利用するために	7:19
	アプリを理解し、安全に使おう	7:07
生活	送り付け商法にご用心	1:53
	還付金詐欺に気を付けよう	3:05
	消費生活センターに相談しよう	5:28

<教材の例>



振り返りクイズ

SNSに知らない人から迷惑メッセージが届いた時、どちらが正しい対処法でしょうか？

A. もうメールを送らないで返信する

B. 知らない人からメッセージが来ない設定にする

トラブル事例 ②

SNSで知り合った異性の外国人が、来日する費用を立て替えてほしいなどと言って、お金をだまし取る詐欺もあるんですよ。



相談員 ゆうこさん

SNSではそんな危険もあるんだね。注意しないといけないね。



ひろしさん

振り返りクイズ

答

B. 知らない人からメッセージが来ない設定にする



ひろしさん

さっそく設定方法を確認して、知らない人からのメッセージはブロックするように設定変更したよ。

靈感商法等の悪質商法対策に係る啓発

若年者、一般社会人、高齢者の各世代に向けて、靈感商法等の悪質商法に関する具体的手口等について注意喚起する啓発チラシを作成・公表。

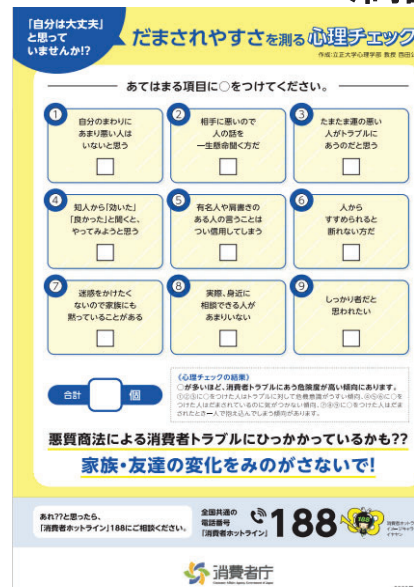
＜若年者向け＞



- 票質商法の事例 -



＜高齢者向け＞



<一般社会人向け>



悪質商法の事例



こんな手口にご注意を! 悪質商法 事例集



消費者教育コーディネーターの現状と課題

○消費者教育コーディネーターは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぎ、間に立って連携体制を構築し、その体制を踏まえて、地域の特性に応じた消費者教育を実現する役割を果たす。

○配置状況：47都道府県、18/20政令市に配置済み（令和5年4月現在）

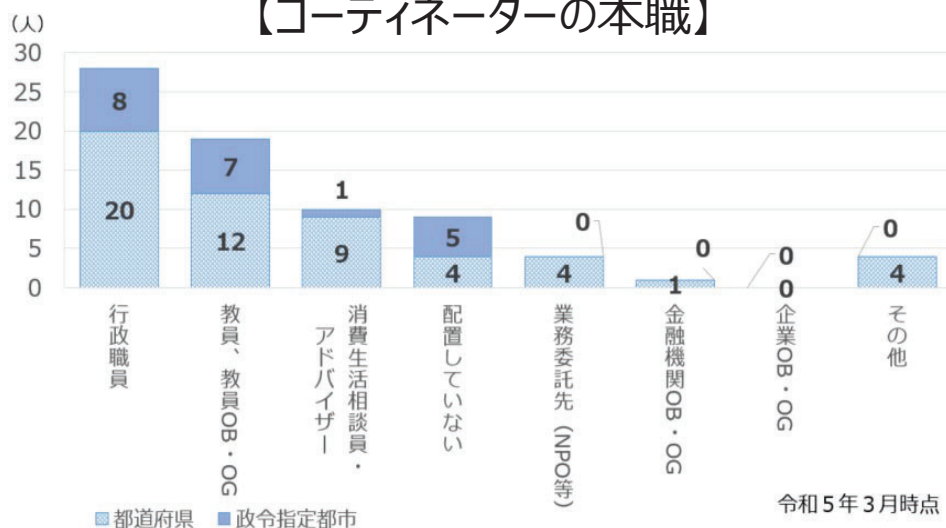
【工夫している取組】

- ・ 校長会や教員の研究会に出前講座の活用を呼びかけ
- ・ 講師派遣依頼に対応すべく、多様な機関と連携し、講師の確保・選定に努めている
- ・ 弁護士と消費生活相談員とのコラボ授業を実施
- ・ 県内で消費者教育を支援している団体をリストにして、最新の支援メニューの情報を高等学校等に毎年提供
- ・ 市町と連携し、毎年200回以上の消費者教育講座の開催を計画

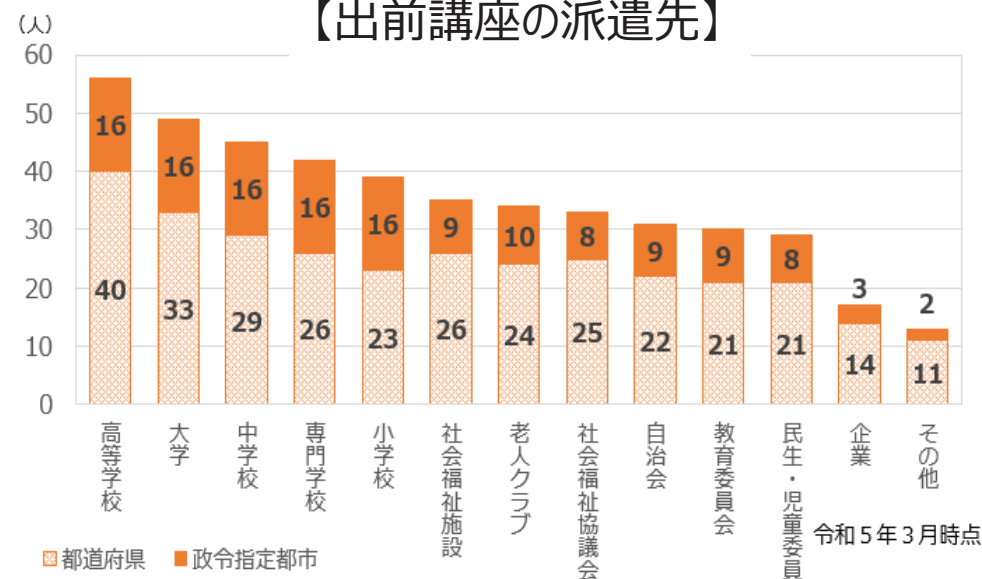
【主な課題】

- ・ 連携先や学校の担当者変更、コーディネーターの代替わりにより、連携先との関係維持が難しい
- ・ 関係機関や連携先、連携の仕方のノウハウがない
- ・ 私立学校、若年層、職域、PTAへの消費者教育
- ・ 新規層への啓発（リピーターが多い）
- ・ 学校現場での消費者教育の必要性の認識共有
- ・ コーディネーターの専任配置にかかる財源、人手が不足
- ・ コーディネーターが困ったときに相談できる窓口

【コーディネーターの本職】



【出前講座の派遣先】



<参考> R5.10.17消費者教育コーディネーター会議資料（事例報告等）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/coordinator_conference/

消費者教育ポータルサイトでの教材・取組等の周知

消費者教育ポータルサイトは、学校や地域等において消費者教育を実践するために役立つ**教材、取組事例、講師派遣を行う団体、注意喚起チラシ**等の情報を収集し、提供する消費者庁のウェブサイトです。

① 消費者教育ポータルサイト



教材を探す

登録されている消費者教育に関する教材を検索できます。

取組事例を見る

教材を利用した消費者教育実践事例や、消費者教育コーディネーター等の各種取組事例をご紹介します。

講師を探す（団体情報バンク）

職員等を講師として派遣する活動をしている団体をご紹介します。学校や地域の団体、サークル等で学習会や研修会への講師を探す際に活用できます。

注意喚起チラシを探す

国や地方公共団体、各種団体が発行している注意喚起用のチラシをご紹介します。

楽しみながらデジタル社会を学ぶ —メールカリの消費者教育—



授業で用いたスライド

1. キャッシュレス決済の便利ところ（利用者の視点）



書店を訪問したグループの発表



東京弁護士会	弁護士	①消費者被害とは何か、なぜ起きるのか、消費者被害の実態について学びます。 ②被害者にならないようにするには、被害者側にならないための心構えを学びます。 ③特に成年年齢引下げに伴い若年者の消費者被害の増加が懸念されるため、若年者の消費者被害の実態や対策について学びます。 ④消費者被害のない社会をつくるために消費者ひとりひとりができることを考えます。	実際に身近で発生している様々な消費者被害（不当請求、マルチ商法、キャッシュセールス、インターネットを利用した最新の消費者被害等）を題材とします。 「消費者市民社会」の理念に従い、単に被害を防止するのみではなく、被害者を作らず、被害者にならない社会を、消費者ひとりひとりがどのように構築していくのかという観点から授業を行います。 具体的には、典型的な悪質商法や近年増加している最新消費者被害の実例を紹介するほか、被害者・被害者にならないための予防方法や心構え、消費者市民社会の理念と私たち消費者一人一人ができること、といった題材をご要望に応じて取り上げます。 そのほか、弁護士の仕事や弁護士に対する賛同などにも適宜お答えしています。	03-3581-2206 ogasawaray@to ben.or.jp	詳細
--------	-----	--	---	--	--------------------



見守り新鮮情報 第447号（サンプルのはずが意図せぬ定期購入に）



見守り新鮮情報 第446号（布団の処分や点検を口実にした強引な訪問販売に注意！）



政府広報×東京リベンジャーズ「新成人たちよ、未来をつくれ。」

<https://www.kportal.caa.go.jp>